

改正 平成19年7月1日

（設置）

第1条 八王子市こども科学館が制作する新規展示物について制作を依頼する業者を選定するため、八王子市こども科学館新規展示物制作業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について処理する。

- （1）応募者基準に関すること。
- （2）選定基準に関すること。
- （3）制作業者選定に関すること。
- （4）その他必要な事項に関すること。

（委員会の組織構成）

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- （1）八王子市博物館協議会会長
- （2）八王子市こども科学館ボランティア
- （3）生涯学習スポーツ部長
- （4）生涯学習スポーツ部文化財課長

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は八王子市博物館協議会会長、副委員長は生涯学習スポーツ部長とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を処理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、こども科学館において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に協議して定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。